

## 令和7年度 障害者委託訓練企画コンペ実施要領

### 1 目的

障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施することにより、就職に必要な知識・技能を習得し、障害者の就職の促進を図る。(対象者：公共職業安定所に求職申込を行っている者)

### 2 業務内容

令和7年度障害者委託訓練に係る仕様書のとおり

### 3 応募資格

本企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 過去5年間に、同種の業務を受託した実績を有していること。
- (2) 緊急な打合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6ヶ月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約にかかる指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものでないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - オ 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- (8) 障害者委託訓練受託対象要件照合表(様式第5号)に掲げる項目を満たすこと。

### 4 質疑応答

説明会は開催しないため、質疑がある場合は、令和7年3月11日(火)17時までに質問書(様式第1号)により、電子メール又はファックスにより「12担当課」まで送付すること。

質疑応答の内容は、令和7年3月12日(水)までに電子メール又はファックスにより質問者に回答するとともに、必要に応じて佐賀県ホームページに掲載し参加者全員に周知する。

## 5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、障害福祉課就労支援室に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

### (1) 参加資格確認申請書及び関係資料

- ア 参加資格確認申請書（様式第2号） 1部
- イ 営業概要書（様式第3号） 1部
- ウ 実績調書（様式第4号） 1部
- エ 障害者委託訓練受託対象要件照合表（様式第5号） 1部

### (2) 提出期限

令和7年3月14日（金）17時まで

(3) 参加資格の確認結果は、令和7年3月19日（水）までに通知する。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

## 6 企画書等の提出

### (1) 提出書類

- ・企画書 4部（原則A4版とし、絵コンテ等は彩色されたもの）  
※本委託業務に係る実施体制が分かるよう、体制表を記載すること。  
※就職支援について、詳細に記載すること。  
※提出時には提出書類以外のいかなる書類や説明も受け付けない。  
※提出後の差し替えは受け付けない。
- ・見積書 4部（任意様式）  
※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内容を記載すること。
- ・会社概要 4部（任意様式）

### (2) 提出期限

令和7年3月21日（金）17時まで

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

## 7 企画書の審査等

### (1) 審査（書類）

令和7年3月下旬

- ・評価基準及び最低基準点は別紙のとおり。
- ・評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、訓練環境に関する評価が高い者を最優秀提案者とする。
- ・審査要領は別に定める。

### (2) 審査結果

- ・令和7年3月31日（月）予定
- ・すべての参加者に文書で通知する。
- ・審査の経緯については公表しない。
- ・審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

## 8 スケジュール（予定）

- (1) 県HPでの公募開始 令和7年3月 6日（木）
- (2) 質疑受付期限 令和7年3月11日（火）17時00分
- (3) 参加資格確認一式提出期限 令和7年3月14日（金）17時00分

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (4) 参加資格確認結果通知 | 令和7年3月19日(水)        |
| (5) 企画書一式提出期限  | 令和7年3月21日(金) 17時00分 |
| (6) 企画書の審査(書類) | 令和7年3月下旬            |
| (7) 審査結果通知     | 令和7年3月31日(月) 予定     |

## 9 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。
  - ア 国際又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)
  - イ 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額または登録金額(発行価額が額面金額または登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た額
  - ウ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、または支払保証した小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関の者に限る。) 券面金額
  - エ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証もしくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が、当該手形を提供した日から1月を経過した日以降であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
  - オ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 再検証所に記載された金額
  - カ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。
  - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結したとき。(保証書を提出する場合)
  - イ 過去2年間に国または地方公共団体と同種同規模の契約を締結し、これを適正に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないとき。(契約書の写し、契約相手先からの履行証明書又は完了確認書及びそれらに類するものなどで履行確認ができる場合)
  - ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 10 留意点

- (1) 提出物は返却しない。
- (2) 企画提案に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画書等は、選定作業等に必要範囲で複写することがある。
- (4) 提出された企画書等は、委託先選定の目的以外で使用しないものとする。
- (5) 県から提供する資料以外は、参加者が独自で入手するものとする。
- (6) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (7) 委託先として決定された場合、委託契約を締結することになることを踏まえ、参加申込者の代表者、所在地、記載内容については、正確を期するよう留意すること。
- (8) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (9) 企画コンペについての問い合わせは、電話・FAX・E-mailで受付ける。質疑応答の内容は企画コンペ参加者全員に通知する。

- (10) 本内容の記載事項の詳細は委託契約書によるものとし、採用された企画書がそのまま仕様書になるとは限らず、それを基に加除修正し、最終的な仕様書とする場合がある。
- (11) 委託契約締結後の業務の実施にあたり、企画の内容を一部変更する場合は、別途協議することとする。この場合、委託先との協議に基づき県が作成する委託業務仕様書により、見積書を改めて提出することとなる。
- (12) 次のいずれかに該当する場合は失格となる。
- ア 参加する資格のない者が行った場合
  - イ 本企画コンペ手続きについて不正行為を行った場合
  - ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
  - エ 1人で1コースにつき2つ以上の提案をした場合
  - オ 代理人でその資格のない場合
  - カ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
  - キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合
- (13) 本事業（委託訓練）については、令和7年2月の佐賀県議会において当該事業にかかる予算が成立しない場合は中止する。

### 1 1 企画コンペ手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行うことができないとき。

### 1 2 担当課

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部 障害福祉課 就労支援室（担当：樋渡）

T E L : 0 9 5 2 - 2 5 - 7 3 8 9

F A X : 0 9 5 2 - 2 5 - 7 3 0 2

E-mail: shougai-fukushi@pref.saga.lg.jp